

平成30年 3月22日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第6号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、3つの附属機関について事務の追加、廃止、名称等の変更を行うに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市地域公共交通会議
担任する事務の内容に地域公共交通網形成計画の作成、変更等に関する事務を追加する。
これにより、宗像市地域公共交通会議が法定協議会の役割も担うことになる。
- 2 宗像市立地適正化計画策定委員会
立地適正化計画の策定に関する調査審議が終了したため、廃止する。
- 3 宗像市就学指導委員会
特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育支援の充実に合わせて、委員会名称を「宗像市教育支援委員会」に変更し、担任する事務のうち、「就学指導に関すること」を「就学支援に関すること」に改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第7号議案 宗像市産業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、宗像市研究所等立地促進条例を廃止し、新たに産業立地の促進に資する施策として固定資産税の課税免除を実施するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地域未来投資促進法の施行により、観光、スポーツ及び文化の分野が産業立地促進の対象業種となったこと、むなかたりサーチパーク「アスティ21」の事業用地完売により、本市の企業誘致の施策のあり方を見直す必要が生じていること、世界遺産登録により観光関連店舗の立

地の機運が高まっていること等に伴い、産業の振興及び雇用機会の拡大を目的として固定資産税の課税免除制度の拡充を行うもの。また、補助制度についても一体的に見直しを行う予定である。

- 2 これまでの課税免除の対象業種である研究所等に加え、雇用創出や産業振興に大きく寄与する産業の立地についても、固定資産税の課税を最長3年間免除する。

【意見】

(賛成意見)

- ・世界遺産登録により、企業の出店ニーズが高まっているこの機会を逃さないように、また来訪者対策等を含め、今後につなげていけるように頑張してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第8号議案 宗像市税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

地方税法施行規則の改正に伴い、引用条文の整理を行うため、条例を改正するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第9号議案 使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

受益者負担の適正化を図るため、市の施設の使用料等を見直すに当たり、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第3次宗像市行政改革アクションプランに基づき、5年ごとに公共施設等の使用料の見直しを行うもの。
- 2 新料金は31年4月1日から施行する。ただし、利用者の急激な負担増を緩和するために、宗像勤労者体育センターと玄海B&G海洋センター、コミュニティ・センター池野会館については、31年4月1日施行と33年4月1日施行の2段階で値上げする。30年度は広報紙、ホームページへの掲載、各施設でのチラシ配布等で周知を行う期間とする。
- 3 28年度実績では、市の公共施設の運営経費は約10億円、うち有料部分の運営経費は約7.6億円であるのに対し、使用料収入は約2.2億円、税負担は約5.4億円である。前回の見直し時と比較して、使用料収入は約3,000万円増加し、全体の運営経費は約2,000万円減少し

ている。

- 4 前回の見直しからの変更点は、建物の減価償却を保険基準額から固定資産台帳に変更にしたこと、使用料の激変緩和措置として、福岡都市圏の平均の使用料を大きく下回る場合は、平均額の3分の2まで引き上げる方法を導入したこと、照明使用料、冷暖房使用料は実費相当分の応分負担とし、減免措置の見直しを行ったことである。
- 5 見直しの結果、全体の料金体系のうち、値上がりが459件（約92%）、改正なしが21件（約4%）、値下げが20件（約4%）となっている。使用料全体では約1.16倍の料金改定、稼働率の変化がなければ使用料で約3,500万円の収入増加が見込まれる。減免措置の見直しにより、照明使用料、冷暖房使用料の全額で約400万円から600万円の収入増加が見込まれる。
- 6 スポーツ施設については、17年に福岡都市圏内の市町村で協定を結んでおり、施設の相互利用を行っている。

【意見】

（賛成意見）

- ・本市の市民も他自治体の施設を利用していることから、市民と市民以外の使用料の差をつけることは、あってはならないことだと考える。今後の人口減少等が予想される中、自治体の収入を増やす方法を考えていく必要があるため、使用料についても見直しを図ることは当然である。
- ・将来に向けて持続可能な自治体運営が必要である。前回の見直し時と比較して約2,000万円のコストダウンを実現するなど、市も努力しており、市民に正々堂々と使用料改定を要求していくべきである。公共施設の広域的な利用については、本市の魅力を発信する機会にもなると考える。
- ・受益者負担については仕方がないと考えるが、利用者に対し、広報紙やホームページ、チラシ等でしっかりとした周知をお願いする。

（反対意見）

- ・5年ごとの使用料見直しについては賛成だが、31年4月からの施行であれば、今年4月の市長選挙後に新市長のもとで提案するべきであったと考える。高齢者が関係する減免措置を全面的に改めることについては、現在進めている介護予防・日常生活支援総合事業等との関わりを総合的に勘案する必要がある。市民生活に関連することなので、一定の期間を置き、市民の間で議論をした上で使用料改定を実施すべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第10号議案 宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例の制定について

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存及び活用に関し基本理念を定め、市の責務、所有者の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策その他必要な事項を定めることにより、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく次世代に継承していくため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本条例案は、国内の他自治体で制定されている世界遺産に関する基本的な条例を参考にしながら、庁内組織、市の附属機関である世界遺産保存活用検討委員会、市教育委員会での意見聴取・審議、パブリックコメント等を経て、提案を行っている。
- 2 世界遺産の保存と活用を図るための市の考え方を明らかにし、広く共有するために理念的な条例を制定するものである。直接的に規制を行ったり、罰則を設けたりするものではない。
- 3 世界遺産の構成資産は文化財保護法に基づく国指定史跡となっており、これらを保護するために必要な緩衝地帯とともに国内の法令等が適用される。昨年10月13日に国指定史跡に追加指定された沖ノ島周辺海域については条例で立入制限をすることはできないが、文化財の保護の観点から、文化財保護法による処分や罰則の対象となる場合がある。
- 4 現在のところ、福津市において世界遺産に関する基本的な条例制定の動きはないが、同一の資産でもあり、この条例の効果を高めるためにも同趣旨の条例の制定について働きかけを行っている。

【意見】

(賛成意見)

- ・プレジャーボートの沖ノ島への接近などを防止するためにも、各方面への沖ノ島についてのPR活動に力を入れていただきたい。今後、小中学校で世界遺産学習等が始まるため、世界遺産を有する市だという誇りが育つよう、しっかりと学習してほしい。
- ・沖ノ島の周辺海域が文化財保護法による規制の対象になっていることについては、あまり知られていないため、市内外への周知に努める必要がある。史跡の保存管理計画や整備計画を策定する際には、市民参画条例に則り、一般の市民への説明会や意見を聞く機会を設けることを要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第11号議案 宗像市学童保育所条例の一部を改正する条例について

赤間西小学校第1学童保育所及び赤間西小学校第2学童保育所を廃止し、新たに赤間西小学校学童保育所を設置するに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 赤間西小学校第1学童保育所(定員70人)は老朽化していること、第2学童保育所(定員35人)は小学校の空き教室を利用していることから、新たに学童保育所(定員105人)を整備し、2つの学童保育所を統合するもの。
- 2 2つの学童保育所を統合することにより、維持管理経費等の削減、円滑な学童保育事業の運営、望ましい学童保育環境の整備、児童間の交流、指導員の連携等の面で、改善が可能となる。
- 3 定員105人に対し、入所児童は月平均約65人、最も多い月でも約90人程度と見込まれるが、夏休み期間中の児童数の増加等により、主任指導員に過重な負担が発生することがないよう、他の指導員との業務分担等について指定管理者と協議を行っている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 12 号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用条文の整理を行うため、条例を改正するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。